国営かんがい排水事業 最上川中流地区

事業の概要

本地区は、国営最上川中流土地改良事業(S47~S61)により造成された西部幹線トンネル、用水路、揚水機場により地区内に配水している。

本事業は、西部幹線トンネル9.4km、揚水機場3ヶ所、幹線用水路等の更新により基幹農業水利施設の機能回復を図るものである。

事業の目的・必要性

本地域は、山形県の村山盆地に位置する優良農業地域である。

しかしながら、用水施設の老朽化等に伴う機能低下により、施設機能の維持確保が困難となっているとともに、施設補修等の維持管理に多大な労力と費用を要している状況にある。

このため、用水施設の機能回復により、農業経営の安定を図るものである。

事業の効率性

効用(年総効果額)

施設更新による現況施設の機能の維持 2 4 8 百万円 農業水利施設の更新による維持管理費の減 4 1 百万円

計 289百万円

(費用便益比の算定)

区分	算 定 式	数 値	備考
総事業費		3,000百万円	
効 用		289百万円	
廃用損失額		95百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		21年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+		0.0841	総合耐用年数に応じ、効用から総
建設利息率)			便益を算定するための係数
総便益	= / -	3,343百万円	
費用便益比	= /	1.11	

注)百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

農業水利施設の更新により、十分な施設機能が確保され農業経営の安定化が図られるとともに、年間約41百万円相当の維持管理費が節減される。

日程・手続

平成14年度中に土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きが開始される予定である。

事業に対する決議

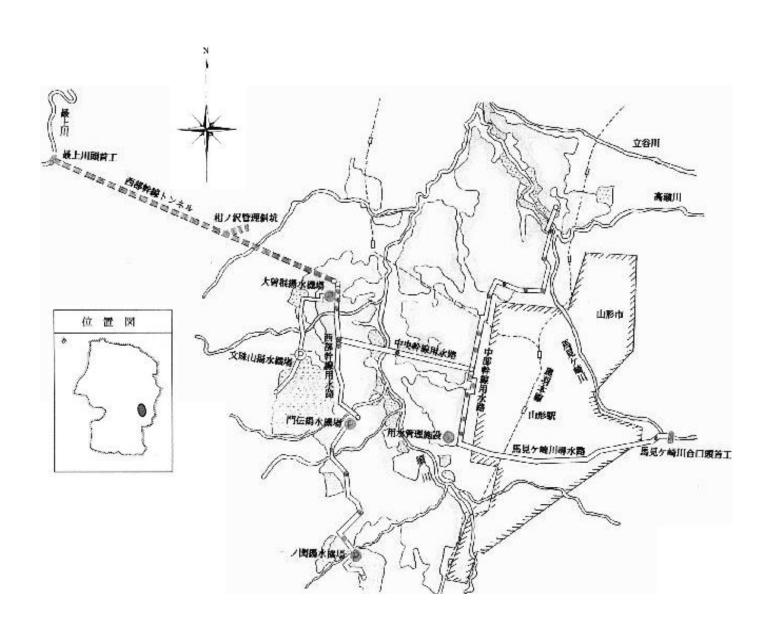
平成14年3月 最上川中流土地改良区総代会において平成15年度新規着工要望することを決議。

評価担当部局

東北農政局

概要図

1.受益面積		4 , 2 8 8 ha	
2.受 益 者 数		5 , 7 9 9 人	
3.主要工事計画	工 種	数量	事業費
	頭 首 工(改修)	2ヶ所	2 1 1 百万円
	揚水機場(改修)	3 ヶ所	3 4 8 百万円
	用 水 路(改修)	1 式	1 , 9 5 7 百万円
	用水管理施設(改修)	1 式	4 8 4 百万円
4 . 国営総事業費			3 , 0 0 0 百万円



平成15年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業)

(局名:東北農政局)(地区名:最上川中流)

1.必須事項

項目	評価の内容	判定
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2 . 技術的可能性 が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が 技術的に可能であること。	
3 . 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)		
4.農家負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の 状況からみて、負担能力の限度を超えることとはなら ないこと。	
5 . 環境との調和 に配慮している こと。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6 . 事業の採択要件を満たしていること。		

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の()には主として考えられる観点を記述している。

平成15年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業)

(局名:東北農政局)(地区名:最上川中流)

2. 優先配慮事項

1.事業で達成する目標に関する事項(有効性) 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 小利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。 □ 2.事業内容や実施体制等に関する事項 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 □ 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計 □
農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。
図られる。
回復や農業災害の防止等が図られる。 2 . 事業内容や実施体制等に関する事項 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。
施体制等に関する事項 コスト縮減について具体的に配慮した計画となってい る。
る事項 コスト縮減について具体的に配慮した計画となってい
┃
画と整合が図られている。
高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振 興対策対象地域である。
一般被害等の軽減にも寄与するものである。
地元の事業推進体制が整備されている。
関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担 金等について理解を得ており、事業実施に対する合意 形成が図られている。
関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。
関連する他事業との調整が図られている。
施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。

項目を満たしている場合は「」とする。 項目欄の()には主として考えられる観点を記述している。